

公共事業新規評価個別地区の評価について

- 1 【農山漁村課】 P1～8
県営漁港漁村活性化対策事業 呼子漁港(唐津市)

- 2 【森林整備課】 P9～14
山地治山事業 とがりお 尖尾地区(小城市)

- 3 【都市計画課】 P15～20
街路事業 大手口佐志線(4工区)(唐津市)

- 4 【建築住宅課】 P21～27
県営住宅整備事業 県営住宅宿町団地(鳥栖市)

県営漁港漁村活性化対策事業

農山漁村課

○事業概要

事業地区	県営漁港漁村活性化対策事業 呼子漁港
事業期間	平成29～31年度
総事業費	213百万円

○事業の目的

呼子漁港は、東松浦半島の北端に位置し、豊富な水産資源に恵まれた天然の良港として古くから繁栄してきた漁港であり、近年では、観光の目玉である活イカの主要な陸揚げ港として、地域経済において重要な役割を担っている。

しかし、本漁港は干満差が3m程度と大きく、干潮時には物揚場と船先の高低差も大きくなることから、漁獲物の陸揚げや漁具等の積卸し作業の際に漁業者が海へ転落する事故が発生するなど、大変危険な状況となっている。また、危険な作業を回避するために、満潮近くになるまで船上で漁獲物の陸揚げを待つ漁業者もいる。

そのため、浮棧橋を整備することにより、漁業者の安全性の向上や作業の効率化、潮待ち時間の解消に伴う漁獲物の鮮度保持と品質向上を図るものである。

○事業概要

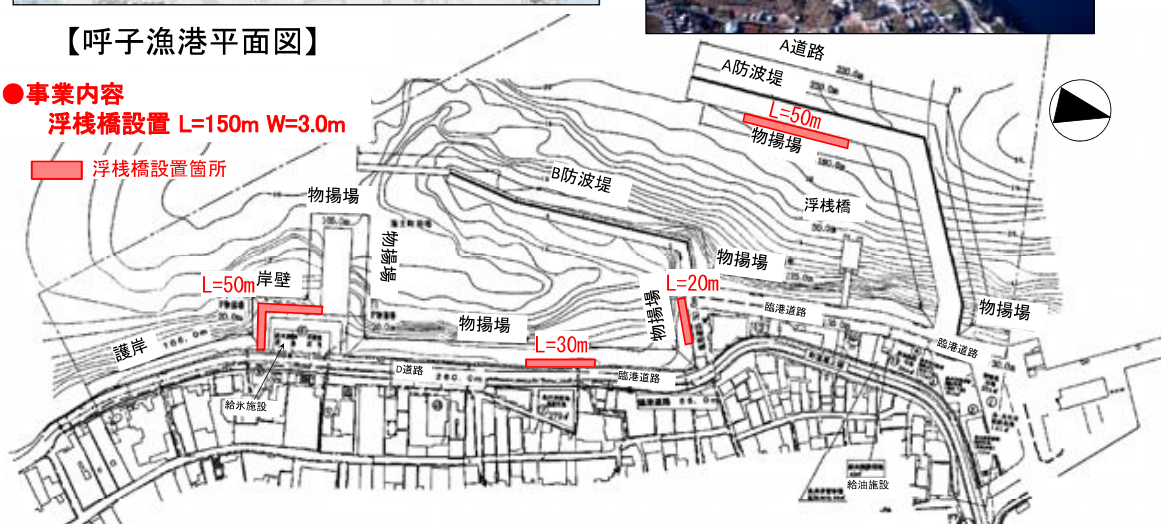


【呼子漁港平面図】

●事業内容

浮棧橋設置 L=150m W=3.0m

浮棧橋設置箇所



○現況写真

【干潮時の物揚場】

(物揚場と船先の高低差が大きく漁獲物の陸揚げや漁具等の積卸し作業に支障を来している)



○整備イメージ

アウラ
【浮棧橋整備事例(長崎県鷹島町阿翁浦漁港の事例)】



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(産業活性化事業)

事業名 県営漁港漁村活性化対策事業

(1)位置づけ (A)【90/100】

○各々が定める基本方針等に位置付けられている

【10/10】

〔 ・東松浦地域半島振興計画(第2 振興計画ー2 産業及び観光の振興ー
(2)農林水産業の振興ーウ 水産業の振興)に位置づけられている。 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○漁業の振興・地域の活性化

【50/50】

- ・水産物流通の効率化が図られる
- ・漁業者の就労環境が向上する
- ・安全で快適な漁業地域の形成
- ・漁村の生活環境が改善される
- ・漁業活動以外でも地域と密着した利用がある
- ・漁港環境が向上する
- ・漁港関連事業との一体した整備が図られる

(3項目以上該当:50点、2項目該当:40点、1項目該当:30点、該当無し:0点)

- ・海上での潮待ち時間の解消や陸揚げ作業時間の短縮により漁獲物のスムーズな出荷が可能になることから、水産物流通の効率化が図られる。
- ・陸揚げや漁具等の積卸し時の安全性が向上し、かつ作業の効率化が図られることから、漁業者の就労環境が向上する。
- ・作業時の安全性向上に加え、物揚場スペースの増加により物揚場付近を通行する漁業者や一般住民の安全性も向上することから、安全で快適な漁業地域の形成が図られる。
- ・上記のとおり、3項目に該当する。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○漁港の位置付け

【10/20】

- ・漁港事業に関する位置付けがある
- ・総合計画に位置付けがある
- ・地域防災計画に位置付けがある

(2項目以上該当:20点、1項目該当:10点、該当無し:0点)

- ・国に提出する「水産業強化対策事業計画書」に当該漁港を位置付けているため、漁港事業に関する位置付けがある、の1項目に該当する。

○漁港の機能・役割(漁港漁場整備法での漁港の位置付け)

【20/20】

(3種・2種漁港:20点、1種漁港:10点)

- ・第3種漁港である。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (B)【70/100】

○費用対効果(B/C)

【50/60】

(1.5以上:60点、1.0以上~1.5未満:50点、1.0未満:0点)

・本事業の費用対効果は、1.43(1.0以上~1.5未満)である。

費用対効果=総便益÷総費用

$$1.43 = 317,762 \text{ 千円} \div 221,839 \text{ 千円}$$

※県営漁港漁村活性化対策事業のB/Cの考え方

○総費用総便益比=総便益(B)÷総費用(C)

※総便益と総費用については、当該事業の事業期間3年+50年で算定

○総便益(B):事業によりもたらされる総便益額

(内訳)

・水産物生産コストの削減効果、漁獲機会の増大効果、漁業就業者の労働環境改善効果

○総費用(C):事業に要する総費用

(内訳)

・当該事業費、維持管理費

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○施設の充足度

【20/40】

・基本施設(外郭・係留・水域・輸送)の不足

・漁港環境施設の不足

・防災安全施設の不足

・生活情報基盤施設の不足

・漁港用地の不足

・土砂の堆積等による漁業活動への悪影響

(3項目以上該当:40点、2項目以上該当:30点、1項目該当:20点、該当無し:0点)

・物揚場のスペースや安全に作業ができる物揚場が不足していることから、基本施設(外郭・係留・水域・輸送)の不足、の1項目に該当する。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境 (A)【100/100】

○関係者の合意形成

【60/60】

- ・事業に対して要望が強く協力的で、負担金・用地買収の調整が
図られている:60点
- ・事業に対して協力的で、同意が得られている:40点
- ・事業に対して同意が得られていない:0点

〔・知事あてに地元漁協から要望書が提出されるなど、事業に対して地元
要望が強く協力的で、市及び漁協との負担金の調整も図られている。〕

○工事の影響

【40/40】

- ・区域・工法・工事時期等を関係機関と協議済:40点
- ・区域・工法・工事時期等を関係機関と協議中:20点
- ・区域・工法・工事時期等を関係機関と協議できていない:0点

〔・計画区域・工法・工事時期等を関係機関(地元漁協)と協議済である。〕

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (B)

(3)実施環境 … (A)



総合評価: I 優先的に事業を実施

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

【定性評価関係】

○自然環境保全

水質汚濁等を防止し、周辺海域の自然環境や水生生物の生息環境等の保全を図るという観点から、「施工環境監理者業務のための施工環境マニュアル（(社)全国漁港漁場協会）」等を参考に、コンクリート破砕殻の落下防止対策等の環境対策を実施する。

○生活環境対策

施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。
また、建設副産物の適正処理を行う。

○コスト縮減策

浮棧橋の浮体部分にメンテナンスフリーとなるFRP製の工場製品を使用することで、工期の短縮及びライフサイクルコストの縮減を図る。

※維持管理費は、点検費用、ガイドレールの修理・塗装費、係留器具の修理等に要する費用とする。
※FRP・PC・鋼製を比較すると、建設コストもFRPが最も安価。FRPは重量が軽いためガイドレールの構造もコンパクトとなり経済的になる。

山地治山事業 小城市小城町岩蔵 とがり お 「尖尾地区」

農林水産部 森林整備課

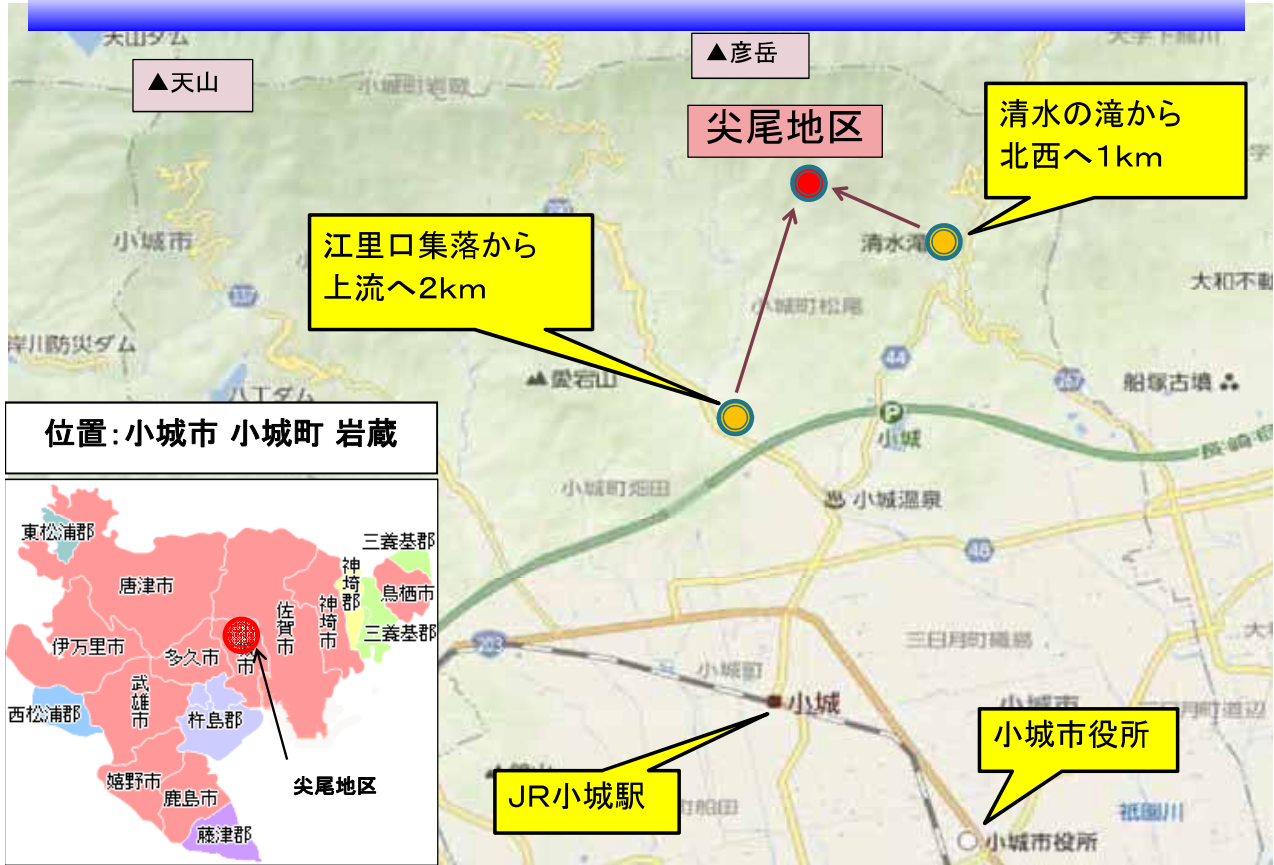
○事業概要

	<small>とがり お</small>
事業地区	山地治山事業 尖尾地区(小城市小城町岩蔵)
事業内容	山腹工 0.1ha、 溪間工(治山ダム)3個
事業期間	平成28年～31年度(4ヶ年)
総事業費	143百万円

○事業目的

森林の維持造成を通じて、山地で起こる災害から、住民の生命・財産を守るとともに、水源かん養や生活環境の保全・形成等を図る。

○事業位置図



位置: 小城市 小城町 岩蔵

○被災状況

整備の必要性: 当地区は小城町岩蔵の林道天山線上部に位置し、H28. 6月の集中豪雨により山腹崩壊や土石流が発生し、さらに、拡大する恐れがあり、危険な状況にある。このため、山腹工、溪間工(治山ダム)を実施し、復旧整備を図る。



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 山地治山事業

(1)位置づけ **【100/100】 ≥ 80 …(A)**

○施策に関する方針

新しい佐賀の森林づくりビジョンVer. 2(環境を育む森林づくり)に位置づけられている。 **【10/10】**

位置付けられている**【10/10】**

位置付けられていない**【0/10】**

○山地災害発生等の危険度

山腹崩壊、土石流が発生しており、災害発生の恐れが高い。 **【50/50】**

山腹崩壊、落石の発生、不安定土石の流出等の状況があり、災害発生の恐れが高い。 **【50/50】**

山腹亀裂、落石の兆候、不安定土石の堆積等の状況があり、経年変化による災害発生の恐れがある。 **【30/50】**

山腹亀裂、落石の兆候、不安定土石の流出等の状況は軽微であり、当面災害発生の恐れはない。 **【0/50】**

○防災点検

保安林及び山地災害危険区域であり、保全人家戸数33戸。 **【40/40】**

保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上。 **【40/40】**

保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸未満。 **【20/40】**

保安林若しくは山地災害危険区域でない。 **【0/40】**

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性・効果 **【90/100】 ≥ 80…(A)**

○費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C)は、5.90である。 **【60/60】**

費用対効果は、2.0以上 **【60/60】**

1.0以上~2.0未満 **【50/60】**

1.0未満 **【0/60】**

※山地治山事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B): 治山事業によりもたらされる総便益額(799, 227千円)

(内訳)・災害防止便益: 山腹崩壊や土石流による想定被害額を基に評価

○総費用(C): 治山事業に要する総費用(135, 499千円)

(内訳)・事業費 社会的割引率4%

○費用便益比: 総便益(B) / 総費用(C) $799, 227 / 135, 499 = 5.90$

(評価期間: 整備期間4年と耐用年数50年)

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○災害の発生履歴

過去に落石の災害履歴がある。 【10/10】

【災害履歴がある。【10/10】 災害履歴がない。【0/10】

※ 土砂流出(昭和37年、昭和56年)

○危険度判定

溪流の溪床勾配は(平均25%)である。 【10/20】

【30%以上(急)【20/20】 10%以上~30%未満(中)【10/20】 10%未満(緩)【0/20】

※ 地形条件によって、災害発生の危険度が異なり、急峻、急勾配ほど危険度が高くなる。

○福祉・公共施設等の有無

被害想定区域内に公共施設(林道天山線)がある。 【10/10】

【福祉又は公共施設がある。【10/10】 福祉又は公共施設がない。【0/10】

※ 直下に林道天山線がある。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境 【100/100】 ≥ 80…(A)

○周辺住民の合意

地元からの要望がある。 【60/60】

【地元からの要望がある。 【60/60】

【地元の一部(個人的)からの要望がある。 【40/60】

【地元からの要望は無い。 【0/60】

○市町の取り組み状況

小都市は事業に向け積極的である。 【40/40】

【積極的である。【40/40】 協力的である。【20/40】 消極的である。【0/40】

【積極的】 地元説明会、用地交渉などの地元調整を行い、実施に向け積極的に働きかけをしている。

【協力的】 // 日程を調整し、同席している。

【消極的】 // 日程を調整するもの、同席しないなど、県任せとしている。

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ **【100/100】** ≥ 80 … (A)

(2)必要性・効果 **【90/100】** ≥ 80 … (A)

(3)実施環境 **【100/100】** ≥ 80 … (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

【定性評価関係】

○自然環境保全

- ・ 森林の持つ土砂の流出防止や水源かん養など公益的機能の向上を図るため、治山ダムの設置により、溪岸侵食の防止や溪床の安定を図ることで、森林の生育基盤を確保する。
- ・ 治山ダムの床堀埋戻し部及び山腹斜面については、植栽等を行い、早期の森林再生を図る。
- ・ 資材等の搬入路にあたっては、最小限度の掘削の範囲で行い、工事完了後は、植栽等により、原形復旧を行う。
- ・ 工事期間中は、濁水等が下流に流れないように十分な水替えを行い、環境への負荷の低減に努める。

○自然環境保全への配慮事例

■治山ダム
と植栽工



森林の再生



■資材搬入路の原形復旧

資材搬入路（工事中）



資材搬入路（原形復旧）



街路整備事業 大手口佐志線(4工区)

県土整備部 都市計画課

○事業概要

事業地区	都市計画道路 大手口佐志線 (4工区)
事業期間	平成29～38年度 (予定)
総事業費	2,500百万円

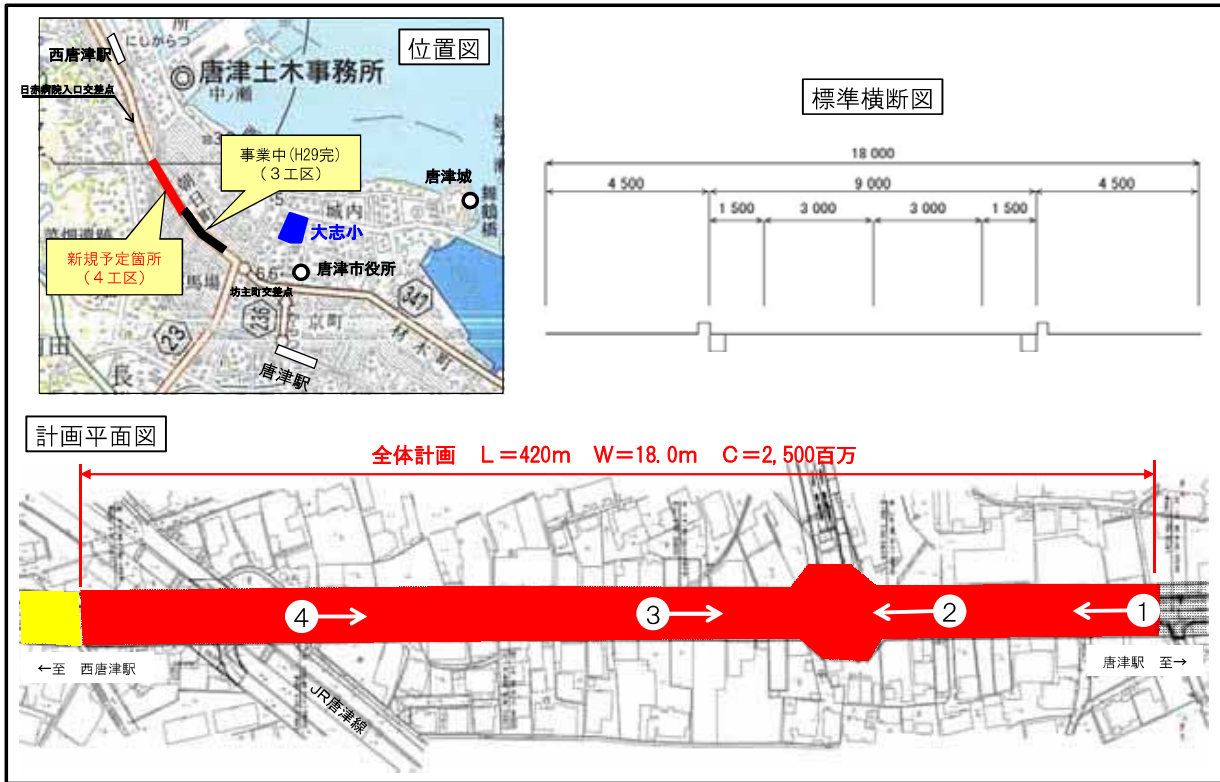
○事業の目的

本路線は、唐津市中心市街地へアクセスする東西方向の重要な路線であり、国の重要無形民俗文化財である「唐津くんち」の曳山巡行ルートとしても利用されている。

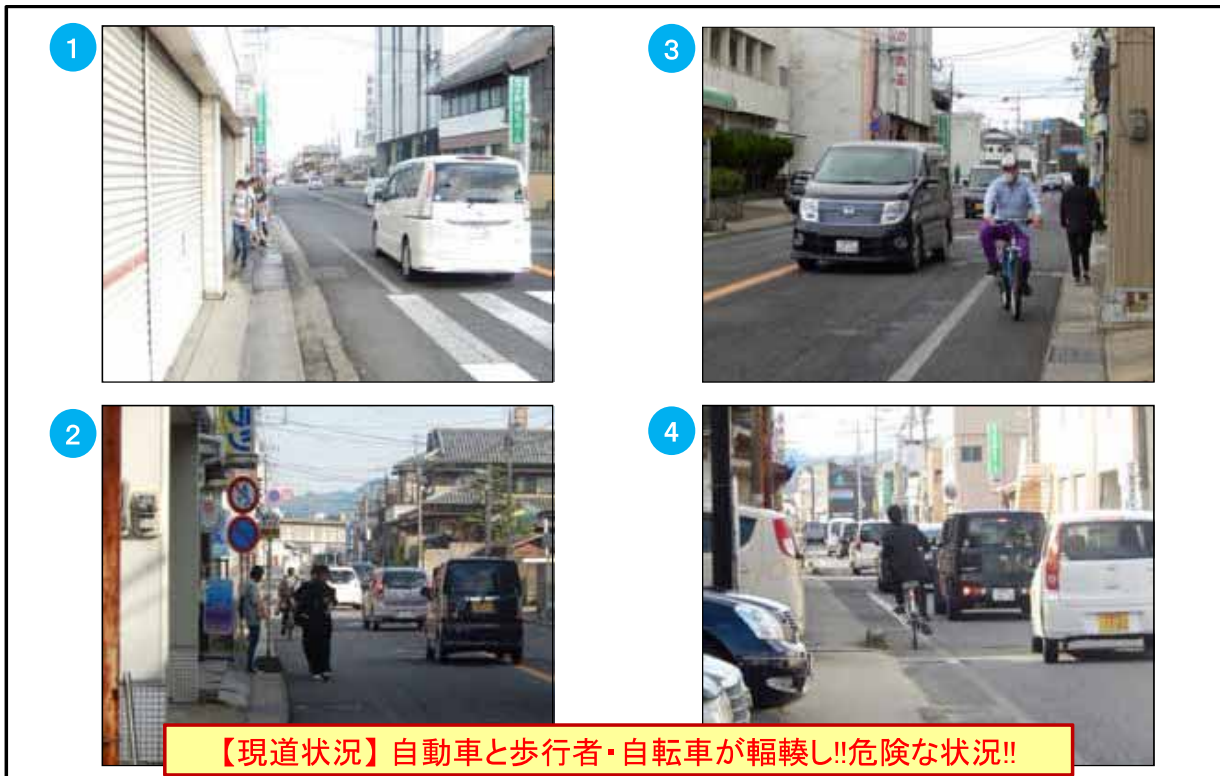
本事業区間は大志小学校の通学路である他、店舗・住宅が混在し、通勤や観光等の自動車交通が多いものの、歩道が未整備であり、自動車と歩行者・自転車が輻輳し、危険な状況となっている。

当該区間の整備により、通学児童をはじめとする歩行者・自転車の安全確保を行うとともに、都市内交通の円滑化、ゆとりある良好な都市環境の創出を図る。

○事業概要(1/2)



○事業概要(2/2)



○新規評価マニュアルに基づく評価内容

事業区分 整備系（生活関連）

事業名 街路整備事業

(1) 位置付け (A) 【80/100】

○県土整備部の施策に関する方針等 【10/10】

- ・県土整備部基本方針（道路の交通安全対策）に位置づけられている

○都市計画マスタープラン 【40/40】

- ・県の都市計画マスタープランに位置づけされた道路

○都市計画道路の種類 【10/20】

- ・主要幹線街路（都市の拠点間を連絡し、特に高い高速機能と交通処理機能を有する道路）【20】
- ・幹線街路（都市内の各地区、主な施設相互間の交通を処理する道路）【10】
- ・補助幹線街路（幹線街路に囲まれた区域において、発生または集中する交通を処理する道路）【0】

○地域の課題への貢献度 【20/30】

- ・都市圏交通の骨格となる道路 【30】
- ・中心市街地の活性化に貢献できる道路、医療・教育施設等の公益施設に関連する道路【20】
- ・該当なし 【0】

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (B) 【70/100】

○費用対効果 (B/C) 【30/40】

- ・2.0以上【40】
- ・1.0以上2.0未満【30】 (B) 22.1億円 / (C) 18.7億円 \div 1.2
- ・1.0未満【0】

＜街路事業の費用対効果 (B/C) の考え方＞

○総便益 (B) : 街路整備によりもたらされる総便益額

(内訳)

- ・走行時間短縮便益 = 車両1台当たりの時間価値 × 短縮時間 × 交通量
- ・走行経費減少便益 = 街路整備による走行経費の減少 × 走行距離 × 交通量
- ・交通事故減少便益 = 街路整備による人身事故件数の減少
× 人身事故1件当たり平均損失額 (人的、物的、渋滞損失額)

○総費用 (C) : 街路整備及び維持管理に要する総費用

(内訳)

- ・事業費
- ・維持管理費

○費用便益比 (B/C) : 総便益 (B) / 総費用 (C)

※便益と維持管理費については、供用開始後50年間で算定

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

○歩行者等交通量 【 0/10】

- ・歩行者500人/日以上、または自転車500台/日以上 【10】
- ・歩行者500人/日未満、自転車500台/日未満 【0】

○歩道の状況 【10/10】

- ・歩道が設置されていない（現道は歩道が未整備）

○幅広歩道自転車道 【10/20】

- ・歩道自転車道幅員を6m以上で整備する 【20】
- ・歩道自転車道幅員3m以上～6m未満で整備する（W=4.5m両側歩道の整備） 【10】
- ・歩道自転車道幅員を3m未満で整備する 【0】

○電線類地中化等計画 【20/20】

- ・地下埋設（電線類）計画あり（3工区に引き続き電線類地中化（無電柱化）計画あり）

○新規評価マニュアルに基づく評価内容

(3) 実施環境 (A) 【80/100】

○県民・市民との状況 【20/30】

- ・県民・市民提案型の事業である 【30】
- ・県民・市民の要望に配慮した事業である 【20】
(市街地の活性化、歩行者・自転車の安全確保のため、唐津市及び沿線3地区区長から事業化の要望書が提出されている)
- ・県民・市民の関与が低い事業である 【0】

○まちづくりへの取り組み状況 【40/40】

- ・景観協定が締結されてる
(あさひ通り「向こう三軒両隣り」 H22.7.15 協定締結)

○地元関係者等の合意形成状況 【20/30】

- ・事業化に対する合意形成が図られている 【30】
- ・事業化に対する認識が高い 【20】
(地元からの要望書提出、景観協定が締結されており、事業化に対する認識が高い)
- ・合意形成が未成熟である 【0】

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (B)

(3)実施環境 … (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施

9

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

【定性評価関係】

○生活環境対策

- ◆バリアフリーに配慮している事項
 - ・点字ブロックの設置(視覚障害者の安全な通行)

○その他

- ◆その他の配慮事項
 - ・国指定重要無形文化財「唐津くんち」曳山巡航ルートということから曳山の高さにも配慮した標識等の設置。
 - ・良好な景観形成等を図るため電線類地中化を行う。



当該工区



電線類地中化(事例:大手口佐志線2工区)

県営住宅整備事業

県営住宅宿町団地

R棟建替事業

県土整備部 建築住宅課

○事業概要

事業地区	県営住宅宿町団地	(鳥栖市布津原町)
事業期間	平成29～35年度	
総事業費	1,320百万円	

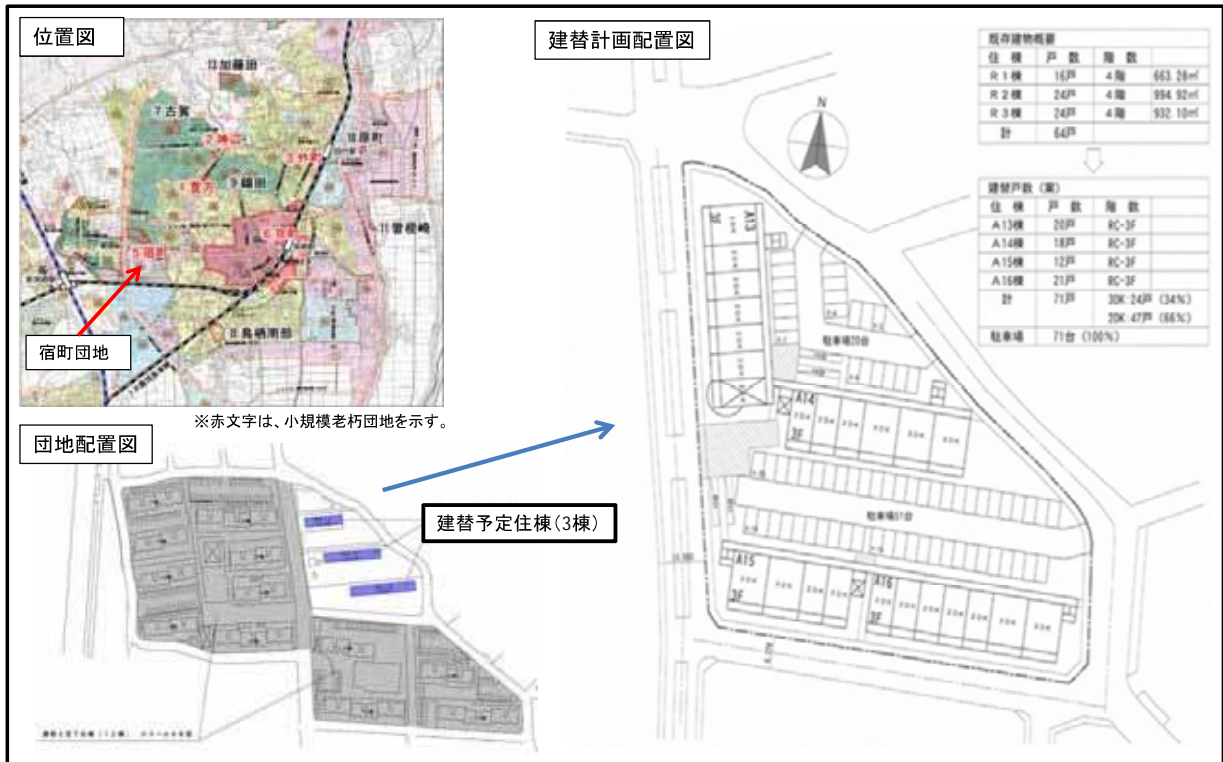
○事業の目的

宿町団地R棟(3棟)は、昭和39年～昭和42年に建設し、躯体や設備等の老朽化が進行している。

また、当該住棟は、地域の良好な住居の環境を維持するための建築物の高さの限度等を定めた法規制の施行前に建設しており、建物高さ等が現行の基準に適合していない。

このため、法不適合の解消と住宅及び地域の住環境の改善に取り組む必要があることから、建替を行い、良質な住宅ストックの形成を図りつつ、鳥栖地区小規模団地の統廃合整備を推進する。

○事業概要



○現況写真



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 県営住宅整備事業(生活関連)

事業名 県営住宅宿町団地R棟建替事業

(1)位置づけ (A)【90/100】

○各部の施策に関する方針等 【10/10】
県土整備部基本戦略に位置付けられている。

〔 ・(2)まちづくり 良質な住宅ストック形成の取組 に位置づけられている。〕

○住生活基本計画等 【50/50】
計画が、住生活基本計画、かつ、長寿命化計画の団地別活用計画に位置付けられている。

〔 ・佐賀県住生活基本計画において、目標Ⅲ 地域に安心して住み続けられる住宅セーフティネットの構築 10. 公営住宅のセーフティネット機能の向上に位置付けられている。
・佐賀県公営住宅等長寿命化計画において、宿町団地R棟は「建替」に位置付けられている。〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○地域における県営住宅の需要 【10/10】
地域における住宅困窮世帯の率が15%以上、又は、近年の県営住宅応募倍率が2倍以上

〔 ・県営住宅宿町団地の「入居者」に対する「入居予備者募集の申込者数」の割合は、平成25年度が7.3倍、平成26年度が1.5倍、平成27年度が1.8倍であり、平均すると3.5倍となり2倍以上となっている。〕

○バリアフリー化 【10/10】
バリアフリー化の基準を満たしていない

〔 ・県営住宅宿町団地R棟は、高齢者が居住する住宅の設計マニュアル(平成17年度国土交通省住宅局)のうち、「段差」「通行幅」において基準を満たしていない。〕

○住宅の広さの確保(最低居住水準未済世帯の解消) 【 0/10】
入居者の最低居住水準未済世帯の率が15%以上

〔 ・県営住宅宿町団地R棟の入居世帯数52世帯に対し、最低居住水準未済世帯(3人以上世帯)は6世帯であり、11.5%となり評価されない。〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○住宅水準の向上

【10/10】

安全性、居住性、設備水準のいずれかが確保されていない

・洗面所がないため「居住性」が確保されていない、また、ユニットバス化や給湯設備がされてないため「設備水準」が確保されていない。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果 (A)【80/100】

○費用対効果(B/C)

【40/60】

費用対効果(B/C)が2.0以上 【60】

費用対効果(B/C)が1.0以上2.0未満 【40】

・本事業の費用対効果は、1.02(1.00以上2.0未満)である。

費用対効果＝総便益÷総費用＝1,720,138千円÷1,680,391千円＝1.02

【県営住宅整備事業の費用対効果(B/C)の考え方】

○総便益(B)： 公営住宅による家賃収入及び駐車場収入

(内訳)

- ・家賃＝市場家賃相当額(公営住宅法第16条に規定する近傍同種の家賃)
- ・駐車場収入＝近傍同種の月極駐車場の利用料
- ・建物の残存価値＝建設費の2割
- ・用地の残存価値＝評価時点の価格

※近傍同種の家賃の算定式

＝(基礎価格)×(利回り)＋(償却額)
＋(修繕費)＋(管理事務費)＋(損害
保険料)＋(公課)＋(空家等引当金)

基礎価格＝推定再建築費

－年平均減価額×経過年数

○総費用(C)： 公営住宅の整備に要する費用

(内訳)

- ・用地費＝用地の市場価格(建替の場合；固定資産税評価額÷0.7)
- ・建設費＝駐車場の整備を含む公営住宅の建設に要する費用
- ・修繕費＝評価対象期間中の公営住宅の修繕費(典型的な修繕計画モデルから得られる修繕費乗率を建設費に乗じて算定)
- ・その他事業コスト＝設計費及び事務費
- ・将来修繕費＝評価対象期間以降の将来修繕費(評価対象期間中の修繕費の年平均額÷0.04)

○評価対象期間： 施設の整備に要する期間及び施設の供用開始から
公営住宅施行令に定める耐用年限(70年)の終了年まで

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○築年数 【20/20】

耐用年数に対する経過年数の割合が70%以上

〔 ・対象住棟の3棟は、それぞれ昭和39年、40年、43年に建築し、建築後それぞれ48年～52年経過し、RC造の税法上の耐用年数47年を経過している。 〕

○内外装、設備の状況 【10/10】

内外装、又は、設備が老朽化している

〔 ・設備配管等(衛生器具、弱電設備)の更新が行われていない。 〕

○駐車場等屋外施設の状況 【10/10】

団地の緑化や子供が安全に遊べる児童遊園等は適切に整備されていない、又は、駐車場が適切に整備されていない

〔 ・有料駐車場として未整備である。 〕

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3)実施環境 (B)【60/100】

○入居者との合意形成や市町村の協力 【40/60】

入居者と概ね合意形成している、又は、市町村が計画に対して協力的である 【60】

入居者に周知や説明をしている、又は、市町村と協議中である 【40】

〔 ・事業実施に向けて、鳥栖市と協議中である。 〕

○他事業との連携 【20/40】

定住策やまちづくり等に関する市町村等との計画整合がとれている 【40】

調整中である 【20】

〔 ・事業実施に向けて、鳥栖市と調整中である。 〕

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ … (A)

(2)必要性・効果 … (A)

(3)実施環境 … (B)



総合評価：I 優先的に事業を実施

11

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

【定性評価関係】

○自然環境保全

本地区は、特に配慮すべき希少・絶滅危惧種等の動植物は確認されていない。
既存の団地内での建替えのため従前の自然環境は残っていないが、外構整備工事にて植栽による緑化を行なうなど、自然環境の悪化を招かないようにする。
また、工事で発生する排水等は適切に措置する。

○その他

・生活環境対策

工事実施の際には周辺環境に配慮し、騒音、振動等に留意する。
施工機械は排出ガス対策型や低騒音・低振動重機を使用する。
また、建設副産物の適正処理を行う。

本地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地内にあるため、関係機関と協議し、歴史的文化的遺産に対して改変等無いように留意する。

・コスト縮減策

現場発生剤やクラッシャーラン等再生材の有効活用
二次製品の有効活用による工期の短縮

○自然環境保全への配慮事例

○周辺環境に配慮した外構計画

本地区は、鳥栖基山地区都市計画において「第一種低層住居専用地域」に指定されており、地域の良好な住居の環境を維持する地域となっている。

このため、外構整備にあたっては、建替えによる自然環境の悪化を招かないように、団地外周部や住棟間、児童遊園等には、植栽による緑化を行なうなど地域の住環境に配慮した計画を行なう。



団地外周及び児童遊園
の緑化事例



団地外周の緑化事例



住棟間の緑化事例